

日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案に関する  
検討会報告書を踏まえた対応について

厚生労働省は、令和3年7月30日付けで、独立行政法人労働者健康安全機構に対し、下記事項を指導しました。

記

1. 報告書記の5(1)(2)に記載された事項を踏まえ、今回の調査で確認された逸脱事項についての是正策を速やかに検討の上、改善を図ること。併せて、同様な逸脱の有無を自己点検の上、必要な改善を図ること。さらに、今回確認された逸脱事案に関する操作手順以外でも試験手順書等からの逸脱が生じないよう、今後、計画的に標準操作手順書(SOP)の自主的な点検・見直しを行っていくこと。
2. 報告書記の5(3)に記載された事項を踏まえ、日本バイオアッセイ研究センターも含めた全ての試験研究に従事する職員に対し、速やかに研究者倫理の研修を行うとともに、研究者倫理研修の中長期計画を定めること。
3. 報告書記の5(4)に記載された事項を踏まえ、内外部組織の交流の実施に向けた方策を検討すること。
4. 報告書記の5(5)に記載された事項を踏まえ、左記指摘事項の改善を図ることを目的とした貴機構と厚生労働省との間での協議の場を設置することとするので、参加すること。
5. 報告書記の5(6)に記載された事項を踏まえ、研究不正等の通報窓口を速やかに実効性ある形で確保等すること。